

議案第30号 説明資料

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>原則として町内に居住し、かつ入居決定者と同程度以上の所得を有する者で町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 第17条の規定に基づく敷金を納付すること。</p> <p>2 入居決定者がやむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 町長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 町長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに特公賃住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>5 入居決定者は、入居可能日から15日以内に特公賃住宅に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 第17条の規定に基づく敷金を納付すること。</p> <p>(3) <u>成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書を提出すること。</u></p> <p>2 入居決定者がやむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 <u>町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第3号の規定による緊急連絡人届出書の提出を必要としないことができる。</u></p> <p>4 町長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 町長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに特公賃住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 入居決定者は、入居可能日から15日以内に特公賃住宅に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条～第23条 略</p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p><u>第24条 入居者が特公賃住宅を引き続き15日以上使用しないとき、又は入居後において、連帯保証人の欠員その他の異動が生じたときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。</u></p> <p>第25条～第34条 略</p>	<p>第11条～第23条 略</p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p><u>第24条 入居者は、特公賃住宅を引き続き15日以上使用しないときは町長に届出をしなければならない。</u></p> <p><u>2 入居決定者又は入居者は、緊急連絡人届出書を提出した後において緊急連絡人に欠員その他の異動が生じたときは、速やかに新しい緊急連絡人を選任し町長に届出をしなければならない。</u></p> <p>第25条～第34条 略</p>